

臨時特例と人勧実施で年間最大 100 万円を超える減収も！

—法人の賃金決定は国家公務員賃金の扱いに拘束されない—

2011年9月、人事院は3年続きで国家公務員賃金を減額する勧告を行いました。過去2年間の減額勧告については、11月中に人事院勧告完全実施の形で給与法改正が行われ、熊大での賃金交渉も11月に行われました。しかし、今年度は公務員賃金をめぐる与野党の合意が難航し、いまだ動向は定まりません。

このようなことから熊大での賃金交渉においても、使用者からの動きがなく、2月以降に動く可能性が高くなっています。このニュースでは、現在の公務員賃金をめぐる状況を整理しておきます。

賃金切り下げ法案と人事院勧告の内容は

まず国家公務員に対してどのような賃金切り下げが提案されているのか整理します。

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案(2011年6月3日提出)

- ・基本給 5%～10%削減（教授の場合 10%、准教授の場合 8%）、期末勤勉手当と管理職手当 10%削減。
- ・減給期間は法律公布の日の翌々月から 2014 年 3 月まで。
これを熊本大学に形式的に適用した場合、基本給 50 万円の教授でおよそ 83 万円の減収になります。基本給が 44 万円の准教授では、およそ 62 万円の減収です。

人事院勧告(2011年9月30日)

- ・基本給を高年齢層を中心に最大 0.5%削減、若年層は削減なし。
- ・基本給の減額対象になる職員について、4月以降で法施行前に支給された月の基本給と期末勤勉手当の 0.37%を 12 月期の期末手当から減額（実質的に 2011 年 4 月に遡って基本給の削減が行われます）。
- ・2006 年度の「給与構造見直し」に伴って、賃金が減額される職員については、2005 年度 3 月の基本給を保障する仕組（現給保障）がありましたが、これを 2012 年度は半額（最大 10000 円）に、2013 年度は廃止。
基本給切り下げによる減収は最大でも年間 5 万円程度と思われます。ただし、現給保障の廃止の影響は広範囲に及ぶと思われ、場合によっては 10 数万円の減収になります。

二つの給与切り下げ提案に対する国会の動向

政府・民主党は、連合系の組合との合意を踏まえ、臨時特例法を公務員制度改革と一体のものとして扱っています。制度改革には人事院の廃止や組合に対する労働協約締結権の付与などを含んでおり、人事院勧告制度廃止の方向性が示されています。政府の人事院勧告を実施しないという方針もこの方向性の帰結といえるでしょう。これに対して野党自民党は、労働協約締結権の付与に強く反対しており、臨時特例法と公務員制度改革を切り離すよう求めています。また、人事院勧告を実施しないことは憲法違反と主張し、まずそれを完全実施す

べきという立場です。ただし、人事院勧告制度に矛盾する公務員賃金の臨時特例法に反対しているわけではありません。人事院総裁が臨時特例法に遺憾の意を表明した上で、勧告の実施を求めているのとは異なる立場です。

なお、自民党の平井衆議院議員他 4 名は 12 月 8 日に「一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律案」を提出しています。その内容は人事院勧告を実施した上でさらに臨時特例を盛り込んだものです。この法案では法施行前の人事院勧告による減額分は、2012 年度 6 月期の期末手当で減額するとしています。

現状は政府提出の臨時特例法案が成立するか、議員立法の形での法案が成立するかの二通りの可能性があります。いずれにしても公務員の賃金は民間よりも大幅に低い水準に引き下げられることとなります。

国家公務員賃金より低い熊大職員の賃金水準の改善を

独立行政法人は職員の賃金水準について社会一般の水準に適合させることを求められています。人事院勧告は公務員賃金を社会一般の情勢に適合させるための具体的方策を述べたものですから、熊本大学職員の賃金水準が公務員と同一であれば、人事院勧告に準拠した形での賃金決定には合理性があることとなります。しかし、ラスパイレス指数に端的に示されているとおり、熊本大学職員の賃金水準は国家公務員よりも大幅に低く、人事院勧告に準拠することに合理性はありません。昨年度と一昨年度の交渉では、熊大使用者は組合が指摘してきたラスパイレス指数の低さを認め、それを改善していくことを約束しています。

しかも、臨時特例の内容は社会一般の情勢に基づくものではないのですから、熊本大学に同じ対応をしなければならぬ法的義務はまったくありません。確かに、独立行政法人一般に同じ措置をとるよう閣議決定（6月3日）で求められています。しかし、労働協約で「熊本大学職員のラスパイレス指数の改善に努める」と約束しているのですから、熊大使用者が同じ賃金切り下げ措置を行うことは許されないはずで、もし仮に国が臨時特例を行うからというだけの理由で、同じ措置を熊本大学教職員に適用しようとするのであれば、組合は断固反対の立場を貫きます。組合員をはじめ多くの教職員のご支援をお願いします。

(裏面につづく)

赤煉瓦	熊本大学教職員組合	
	No.15 2012. 1. 19	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

2011年12月期のボーナスについて

報道では、2011年度12月期に公務員に支給されたボーナスが、前年より増えたと伝えられています。一方、熊本大学の皆さんはボーナスが大幅に減りました。実は、2010年度12月期の公務員ボーナスは、年間の支給月数を3.95ヶ月分にするために2ヶ月分に止められたのです。これに4月から11月までの基本給削減分を期末手当から減額しているのです。実際には2ヶ月分以下の支給でした。今年度は6月期に1.9ヶ月分、12月期に2.05ヶ月分支給されています。ですから12月期だけみれば0.05ヶ月以上増えています。

熊本大学では昨年度のボーナスの減額は行われなかったため、2010年度の12月期のボーナスは2.2ヶ月分でした。しかし、公務員と同じ形で給与規則の改正は行われたため、2011年度の12月期のボーナスは2.05ヶ月分になりました。0.15ヶ月分減ってしまったわけです。なお、多くの大学では公務員と同様に2010年度12月期のボーナスは2ヶ月分に減額されています。前年度の熊本大学教職員組合の活動の成果です。以下、簡単に表にまとめておきます。

	2010年度		2011年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期
国家公務員（多くの国立大学法人）	1.95ヶ月	2ヶ月	1.90ヶ月	2.05ヶ月
熊本大学（他に3大学での実施を確認）	1.95ヶ月	2.2ヶ月	1.90ヶ月	2.05ヶ月